

工 事 監 査 等 の 結 果

1 監査の日

平成29年10月31日

2 監査の対象工事

寺津漁港海岸地震対策工事

3 監査の実施方法

公益社団法人大阪技術振興協会に専門技術士の派遣を要請し、同振興協会の工事技術調査結果に基づく監査を実施した。

監査の内容は、監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、監督、品質、安全管理などの各段階における技術的事項の実施態様について、関係図書類及び現場施工状況の調査を通じて検分し、評価するとともに、非違又は不整があれば指摘改善の方向について進言を求めた。

4 監査時点における工事の進捗状況

実施出来高（平成29年10月末現在）

70.0%

5 監査結果

以下に掲げるとおり、改善是正を要する事項が見受けられた。今後の事業実施にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 書類関係

ア 設計

(ア) 設計書における波返工のコンクリートの品質のうち水セメント比の規定に関して、比率を設定した理由を整理されたい。

(イ) 設計図の施工範囲に関して、赤書きのみの場合や、それに文字が付加されている場合が見受けられた。設計図における施工範囲の明示方法を統一し、明記されたい。

(2) 工事現場審査

ア 労働安全衛生規則第18条に規定されている作業主任者に行わせる職務について掲示がされていなかった。受注者、発注者双方に配慮し、適切に実施されたい。

イ 労働安全衛生規則第637条に規定されている毎作業日の現場巡視の結果について、巡視者名が所定の用紙に記述されていなかった。特定元方事業者の職務として、現場巡視の結果の記録を残すよう指導されたい。